



米国教育使節団報告書における「特殊教育」記述をめぐって

渡部, 昭男

(Citation)

障害者問題研究, 25(1):86-90

(Issue Date)

1997-05

(Resource Type)

journal article

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90007702>



米国教育使節団報告書における「特殊教育」記述をめぐって

渡部 昭男

(鳥取大学教育学部)

要旨：日本の戦後教育改革の「聖典」とまでいわれた「第一次米国教育使節団報告書」(1946年3月)は、障害児教育の教育法レベルでの統合、6-3-3制への包摂を示す一方で、分離した(separate)学級・学校の整備を提言していた。しかし、第三委員会報告書及びその下書きの確認・発見により、原案段階では教育的統合に配慮した特別な(special)教育を構想していたことが判明した。それは「第二次米国教育使節団報告書」(1950年9月)の教育的統合に配慮したニュアンスとも合致するものであった。第一次報告書の作成過程において、何故、どのような経緯(日本側の関与を含む)で、誰によって、「special」が「separate」に変更されたかは未解明である。また、教育的統合に配慮した第一次報告書の原案及び第二次報告書に、米国側のどのような教育思想が反映されているのかに関しても、今後の研究の進展が待たれるところである。

キーワード：米国教育使節団報告書、特殊教育、セパレート(separate)、スペシャル(special)

筆者は、学校教育法第6章「特殊教育」を中心に、『基本法コンメンタール 教育関係法』(1992, 日本評論社, 以下『コンメンタール』と略す)の分担執筆において、戦後の「特殊教育」法制の解説を行った。しかし、その後の米国教育使節団報告書における「特殊教育」記述に関する研究の進展¹⁾によって、その際の記述を一部改めねばならないと考えている。ここでは、『コンメンタール』から今日までの5年間の事情を研究ノートとして公表したい。

1 なぜ「separate」なのか？

1946年3月に出された第一次米国教育使節団報告書は、戦後教育改革の指針となったものであり、歴史的に日本の戦後教育を検討する上で押さえておかなければならない基本的文書である。第一次米国教育使節団報告書(Report of the United States Education Mission to Japan submitted to the Supreme Commander for the Allied Powers)に「特殊教育」に関連した記述のあることは、『特殊教育百年史』等²⁾で承知していた。

●文部省(1978)『特殊教育百年史』東洋館出版社

「この報告書は、特殊教育についても言及している。すなわち、第三章初等及び中等学校の教育行政の第三項『必要な諸調整』中に、下級中等学校(中学校)と上級中等学校(高等学校)に関する事項の後に、次のように述べている。/身体障害や精神薄弱の児童に対しては、それぞれの学校の程度に応じて注意を払うことが必要である。盲児、聾児及びその他、通常の学校では十分にその必要を満たされない重い障害を有する児童に対しては、特別の学級又は学校が用意されなければならない。その就学については、通常の義務教育法によって規定されなければならない。/ (英文一引用略) /この数行の文章が、その後の学校教育法の就学義務、盲学校、聾学校、養護学校、特殊学級に関する諸規定を定めるに当たっての重要な根拠となっているとみるべきであろう。」(pp.175-176)

『特殊教育百年史』には「特殊教育」記述の英文も記載されており、「特別の学級又は学校」の原文が「separate classes or schools」であることは印象的であった。一般的に「特殊学級」「特殊学校」に当たる英語は「special class」「special school」であり、

なぜ一般的な「special」ではなくあえて「separate」なのかと疑問に思ったものである。しかし、その辺のことを追究できぬままに済ませていた。

このような事情で、『コンメンタール』の分担執筆においては、第一次米国教育使節団報告書及び学校教育法による「法レベルでの統合」は評価しつつも、「しかし、米国教育使節団報告書が、障害児の教育的インテグレーションを予定していたかというそれは正しくない。『特別の学級または学校』の『特別』に躊躇なくセパレート（分離）という語を用いていたように、法レベルにおいては統合しつつも、実態的には分離した教育機関での教育が想定されていたことがわかる」と断じたのであった。

しかし、その執筆の後も先の疑問（第一の疑問）が引っかかって、腑に落ちないでいた。

2 なぜ第一次と第二次報告書の「特殊教育」記述が整合しないのか？

かねてからのもう一つの疑問は、「特殊教育」記述のニュアンスにおける第一次報告書と1950年9月の第二次米国教育使節団報告書（Report of the second United States Education Mission to Japan）との不整合であった。

●伊ヶ崎暁生・吉原公一郎編・解説（1975）『戦後教育の原点2 米国教育使節団報告書』現代史出版会

「問題となる事からは、校舎の増築の必要と、教員不足とにとどまらない。心身に故障があるものに対する教育機会、すなわち不治のまた治療可能な故障をもつ数千を数えることもたちは、特殊な教育を与えられるとともに、同時にできうるかぎり通常の教育計画を享有する機会が与えられなければならない。特殊教育のための学校は施設による保護が必要である場合にかぎり設置されるべきであり、教育委員会の管理下に置かれるべきである。」(p.126)

この文献に英文は掲載されておらず、「特殊な教育」及び「特殊教育のための学校」の原文を確認できたわけではなかったが、第一次米国教育使節団報告書とは異なって、「特殊学校」を「施設による保護が必要な場合にかぎり」ときわめて限定的に位置づける一方で、「特殊な教育を与えられるとともに、同時にできうるかぎり通常の教育計画を享有する機会が与えられなければならない」と今日で言う教育的インテグレーション

のニュアンスが明確であることに驚いたものである。

さらにその後、「特殊な教育」は「special education」、「特殊教育のための学校」は「special schools」であることを原文から確認した。

第二次の使節団員5人全員が第一次の団員に重なっており、4年の歳月の経過はあるものの、第一次と第二次の報告書には何らかの連続性や視点の共通性があるに思われる。にもかかわらず、字句やニュアンスの相違は大きく、両者の不整合は永らくの疑問（第二の疑問）であった。

3 第一次米国教育使節団の第三委員会報告書が判明！

『コンメンタール』の刊行後間もなく、「『特別』に躊躇なくセパレート（分離）という語を用いていた」（傍点は今回の引用で付記）と速断したことの誤りであったことが判明した。土持ゲーリー法一氏の『米国教育使節団の研究』において、第一次米国教育使節団の最終報告書に至る第三委員会報告書の所在（ギブンス [Willard E. Givens] 団員の日記においてその存在自体はかねてより推測されていた）が新たに確認され、その翻訳が掲載されていたのである。土持氏の訳による第三委員会報告書の「特殊教育」記述は以下のようである。

●土持ゲーリー法一（1991）『米国教育使節団の研究』玉川大学出版部

「普通の小学校、中学校、高等学校において心身障害児のための課程や特定の学習が用意されなければならない。彼らの学校における就学は、通常の就学義務に関する法律によって管理されなければならない。盲・聾啞者に対する特殊学校が用意されなければならない。互いに種類を異にする課程間、学校間の転学が生徒にあまり損失や不都合なしに容易におこなわれなければならない。」(p.312)

第三委員会報告書の段階では、通常の学校における配慮や施策が明記されており、「特殊学校」は盲・聾者に限定されている。最終報告書のもつ分離的ニュアンスよりも、むしろ第二次米国教育使節団報告書に通じるニュアンスを感じさせる。『コンメンタール』の執筆及び校正の段階で土持氏の著作をはじめとした戦後教育改革研究の到達をきちんと押さえておれば、上記

の速断は避けられたはずであり、不勉強を恥じた次第である。

しかし、なんとかして第三委員会報告書の原文を確認したいと思った。土持氏は、第三委員会報告書をワシントン大学ヘンリー・スザロー図書館の公文書館に所蔵されている「ワナメーカー文書 (Pearl A. Wanamaker Papers)」の中に発見したのであったが、幸いにも、国立教育研究所教育資料調査室にも複写資料が収集保管されていると注記されていた。数年を経た1994年の夏、学会参加で上京した折に、ついに第三委員会報告書の原文を閲覧し確認することができた。国立教育研究所教育図書室のマイクロフィルム・リーダーに映し出された『「特定の」学習』や『「特殊」学校』の原語は、なんと「separate」ではなく「special」だったのである。

さらに収穫であったのは、同じマイクロフィルムの中に第三委員会報告書の「下書き」と思われる文書(日付はないが、通し頁でなく項目ごとに頁打ちしたものを寄せ集めた構成となっている)を確認できたことであった。その「下書き」における「特殊」の原語は同様に「special」であった。

第一次米国教育使節団報告書の「特殊教育」記述に関して、第三委員会報告書(1946年3月23日)から最終報告書(同年3月30日)に至る間に、何らかの理由によってそれまでの「special」から「separate」へと語句が変更され、ニュアンスにも変化が生じたと推測された。

4 川本宇之介の進言によって挿入されたのか？

ところで従来、第一次米国教育使節団報告書の「特殊教育」記述は、川本宇之介自身の著作における回顧証言から、川本の進言によって挿入されたといわれてきた。

●川本宇之介(1954)『総説 特殊教育』青鳥会(復刻版, 1981, 湘南出版社)

「…著者は所定の日時に、帝国ホテルにフリーマン教授を訪問し、本邦特殊教育の現状と、その不振の原因を述べ、就学義務制の必要を力説した。著者はこの特殊教育は、報告書に掲げられているか、どうかと念をおしたら、フリーマンは、報告書はほとんどでき上がっているが、特殊教育のことは、何も書いてないと言

う。そこで著書は、米国のごとく特殊教育の盛んな国の教育使節団が、全くこの教育を無視したとあっては、使節団の爲めにも、はなはだ残念だと力説しこれを報告書のうちに書き入れてほしいと熱誠をこめて希望した。フリーマンは承知した、あなたの希望の点は書入れるように尽力しようと断言された。」(p.410)

●文部省(1978)『特殊教育百年史』

「…この文章は、当初、報告書に記載される予定はなかったが、当時の東京聾啞学校長川本宇之介と使節団の一員との面談を契機として挿入されることとなったものといわれている。」(p.176)

川本とフリーマン(Frank N. Freeman, カリフォルニア大学教育学部長)との面談は、川本が日本側委員の一員として「本邦の特殊教育の現状を述べ就学義務法を制定する必要につき、同使節団に陳情することとなっていた」にもかかわらず、「時間が切迫して、その予定を中止する外はない」との連絡を受けた後に急遽設けられたものであった。前掲の文面からも分かるように、報告書のまとめは終盤に入っており、使節団の活動日程の後半であることは確かである。

3月7日に公式日程が開始した第一次米国教育使節団の活動日程³⁾を見てみると、使節団員は3月15日の夜行で関西(京都・奈良)視察に出かけ、3月20日の朝に再び夜行で帰京している。川本とフリーマンの帝国ホテルでの面談は、帰京以降と思われる。

第三委員会に属していたギブンスの日記⁴⁾によると、3月20日からさっそく各委員はホテルで報告書の作成作業にとりかかり、3月23日には25頁の第三委員会報告書が口述筆記(タイプ)され、当夜には謄写版コピー30部が全委員(フリーマンを含む)に配布・検討されている。土持氏が所在を確認したワナメーカー文書に納められていた第三委員会報告書がこれである。その前に、ギブンス日記には、仕事がかどり3月21日には「昼ごろふたたび会合をもち、第三委員会であつめた委員会の報告書を受取り、(秘書に)口述筆記させた⁵⁾」とある。第三委員会報告書の「下書き」と想定される文書は、これではなからうか。そうであるならば、推測の域を出ないが、川本がフリーマンに進言して「特殊教育」記述を挿入させたとするには、帰京した3月20日当日及び21日の午前中の面談しか可能性がなくなる。

さらに、土持氏によると、①第一次米国教育使節団の来日直前のグアム会議(3月4日)において第三委

員会は「すでに主要な問題に関して草案を作成している」こと⁶⁾、②第三委員会の「早期の段階の草稿」が存在すること⁷⁾、③その草稿は第三委員会の勧告骨子として3月14日にまとめられたと推定されること⁸⁾が指摘されており、第二委員会に属していたフリーマンが関知しない形で意外に早期に「特殊教育」記述が執筆されていた可能性もある。今後、米国側の占領資料に直接あたる作業を通じて、「特殊教育」記述が、どの時点で、誰によって起草され、また修正されたものか等の解明が待たれよう。

5 誰が「特殊教育」記述を執筆したのか？

蛇足になるが、誰が「特殊教育」記述を執筆したのかという現時点での推理を述べてみよう。

一つは、フリーマンの属する第二委員会が「特殊教育」記述を執筆し、内容的な整合性から第三委員会報告書に回されたと見る推理である。川本との面談者がなぜフリーマンであったのかを考えた場合、フリーマンが「特殊教育」に関するキーパーソンと思われていたからではなかろうか。第一次米国教育使節団に協力するために設けられた「日本側教育家委員会」にも使節団側に対応した四つの部会が置かれたが、第二部会の検討事項の中に「特殊教育盲啞教育」が含まれていたという⁹⁾。また、フリーマンが委員長をつとめる第一次米国教育使節団の第二委員会との合同会合(3月9日)でも、討議事項の中に「精薄児および遅進児のための教育(例、盲聾)」が加えられている¹⁰⁾。おそらく、川本は第二委員会に対して「本邦の特殊教育の現状」を述べる予定になっていたものと思われる。後の第二次米国教育使節団において、日本側の教育刷新審議会との会談の分担において「特殊教育」問題を担当したのはディーマー(George W. Diemer, 中央ミズリー州立教員養成大学長)であり、「この分担が報告書の執筆分担に対応していると推定される¹¹⁾」という。ディーマーはフリーマンと一緒に第一次米国教育使節団の第二委員長を務めており、川本との面談を受けてフリーマンがディーマーに執筆を依頼したとも考えられる¹²⁾。「川本→フリーマン→ディーマー(→第三委員会報告書『下書き』に挿入)」という第二委員会のルートである。ディーマーをキーパーソンとみれば、第三委員会報告書と第二次米国教育使節団報告書における「特殊教育」記述のニュアンスの類似性に説

明がつく。しかし、先に述べたように日期的には無理があるように思える。

もう一つは、第二委員会ではなく第三委員会の誰かが執筆したと見る推理である。(たとえば、前述のニュアンスの類似性から絞り込んでみたとして、第一次米国教育使節団の第三委員会にも属した第二次使節団員は3人であるが、一足先に帰国したホッホワルト(Frederick G. Hochwalt)を除外して、ギブンス(全米教育協会事務局長)かワナメーカー(ワシントン州公立学校教育長)のいずれかとも思われる)。この推理の場合、川本とフリーマンの面談は、「特殊教育」記述を挿入させたというよりは、「川本→フリーマン→第三委員会報告書の修正」というように、第三委員会報告書から最終報告書に至る間の字句やニュアンスの変更に何らかの影響を与えたのではないかと推測される。

半世紀前の「特殊教育」記述の執筆・変更の経緯を推理する興味は、このようにつきない。ただ、筆者は教育史研究の専門家ではないので自らの限界も感じており、本稿に刺激されてこの方面の研究を志す若手教育史家の登場を期待している。また、日本側からの関与について川本宇之介研究(平田勝政氏[長崎大学教育学部]ら)からのアプローチや、米国教育使節団報告書の背景にある1940年代の米国側の障害児教育の到達点について米国障害児教育史研究(安藤房治氏[弘前大学教育学部]ら)からの発言もお願いしたい。

細かな解明は後に譲るとして、第三委員会報告書から最終報告書に至る過程において、当初の6・5制から6・3・3制に転換したように、「special」から「separate」への変更にも日本側の意向が大きく影響したと推測する。だからこそ、第一次米国教育使節団報告書が「聖典」として日本側によって最大限に活用され、障害児に関する義務教育制の実施と「特殊教育」の別立てによる振興も目指されたのであろう¹²⁾。

註

- 1) 拙稿(1995)「米国教育使節団報告書における『特殊教育』記述—教育的インテグレーションの視点から—」『鳥取大学教育学部 教育実践研究指導センター研究年報』第4号, pp.65-76.
- 2) 『特殊教育百年史』より以前に、荒川勇他(1976)『日本障害児教育史』福村出版に次のよ

うな言及がある。

「このアメリカ教育使節団の報告が、実質的に戦後の新たなわが国教育制度の路線を布いたものといえることができると共に、障害児教育にあっても、戦後の新発足・発展の足掛りとなったものである。なぜなら戦後の障害児の学校・学級、障害児の義務教育についての勧告が、この報告書の中に盛り込まれたからである。」(p.114)

「障害児教育については、報告書の第三章、初等及び中等程度の学校行政第三項『必要な諸調整』の中で、下級中学校と上級中学校に関する事項に続けて、『身体的及び精神的に障害のある児童に対しては、各年齢層に応じて注意を払うことが必要である。盲・ろう児ならびにその他の重い障害を有する児童で、通常の学校ではその者のもつ諸要求が適正妥当に満足されない者については、彼等のために分離された学級、または学校が、用意されなければならない。その就学は、普通の強制就学法によって規定されなければならない』と勧告したのである。そしてこの勧告を見れば、戦後の障害児教育の新発足として、その中心的な障害児教育行政の中味である、盲・聾学校の義務教育制、特殊学級教育の育成、養護学校の設置は、この勧告に直接的な機縁をもつものであることは、一見して明らかである。」(p.116)

- 3) 鈴木英一 (1983) 『日本占領と教育改革』勁草書房には、詳細な「アメリカ教育使節団の活動日程表」(pp.158-161)が掲載されている。
- 4) ギブンス日記は、土持ゲーリー法一 (1991) 『米国教育使節団の研究』玉川大学出版部、pp.361-389に翻訳掲載されている。
- 5) 同前書、p.373。
- 6) 同前書、p.89。
- 7) 同前書、p.119。
- 8) 土持ゲーリー法一 (1996) 『新制大学の誕生—戦後私立大学政策の展開—』玉川大学出版部、pp.372-373。土持氏は、この推定を、全米教育

協会公文書館の「ギブンス文書」から新しく発掘した「第三委員会の会議記録ノート」の記録より行っている。土持氏のいう「草稿」と筆者が国立教育研究所で確認した「下書き」とが同一のものか否か当初は不明であったが、1996年12月24～27日の鳥取大学教育学部における特設集中講義「戦後教育改革論」の際に土持氏の御好意で照合させていただいたところ、筆者の見た「下書き」は土持氏のいう「草稿」の一部であることが判明した。ただし、日付の記載はやはりなく、作成日は推定によるものとなっている。

- 9) 前掲『米国教育使節団の研究』、p.134。
- 10) 同前書、p.140。
- 11) 大橋基博 (1995) 「第二次米国教育使節団報告書の成立事情」(鈴木英一編『教育改革と教育行政』) 勁草書房、p.115。
- 12) この推理は、土持氏が私の照会に対する返信(1995年7月3日付け)の中で披露しておられる。なお、第一次米国教育使節団の第二委員会に属し、第二次の使節団にも参加した委員はディーマーの他にベンジャミン (Harold Benjamin, 連邦教育局国際教育部長) がいるが、彼はホッホワルトらと一足先に3月20日には帰国している(『米国教育使節団の研究』p.112)。このことも土持氏から御指摘いただいた。
- 13) 第一次米国教育使節団報告書は、占領政策のための指導助言という高い位置づけであった。これに対して、第二次米国教育使節団報告書は第一次報告書の実施状況の調査報告に留まっている。それにしても、第一次報告書に比して第二次報告書の「特殊教育」記述への日本側による軽視・無視は極端といえよう。1950年当時の「特殊教育」の進展状況においては、政策側も運動側も、第二次米国教育使節団報告書の「特殊教育」記述に認められる教育的インテグレーションの意味及び意義を理解できなかったものと思われる。